

議長（福田会長）

会議資料13ページの議案第11号「一般職の職員の身分の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

総務専門部会長の宇都宮市行政経営部長の河原でございます。

それでは、議案第11号「一般職の職員の身分の取扱いについて」ご説明いたします。資料13ページと参考資料1～2ページを併せてご覧ください。

まず、議案の内容ですが、本文中に記載のとおり、まず第1項として、教育長を除く一般職の職員は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぐものとし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し適正化に努めるものとするというものであります。

次に第2項として、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、1市3町の長が別に協議して定めるとするものであります。

引き続き詳細についてご説明いたします。

別冊の参考資料の1ページをご覧ください。中段以下に、1市3町のデータとして、平成15年4月1日現在の職員数、職員定数、平均年齢、平均給与月額、職員一人当たりの人口をそれぞれ記載しております。

先進事例につきましては、参考資料2ページの(1)に記載のとおり、近年の編入合併の事例として、新潟市、大船渡市、長野市の例を記載しておりますが、それぞれご覧のような協定文となっております。若干の表現の違いはございますが、同様な協定文となっております。

また(2)の関係法令につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条を抜粋しましたが、第1項では、一般職の職員が身分を保有するように措置しなければならないこと、また第2項では、身分の取扱いは職員すべてに通じて公平に処理することと規定されており、これら法の規定及び先進事例を基に協定文を作成したものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第11号につきまして、専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見のある方はお願いいたします。

福田（栄）委員（河内町）

河内町の福田です。職員の定数でございますけれども、定員適正化計画なるものはどのように推移されるのかお聞きしたいと思います。

それと、この中には入っていないので私の方から聞きたいのですが、職員の配置はどのように考えられるのか、ここで答えできるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（河原行政経営部長）

まず第1点目の職員の適正化計画につきましては、合併後に新市の職員の適正化計画を作るということでございます。ですから、平成17年度に職員の適正化計画を作りまして、その後、適正な職員数にしていくということです。合併当時は全部、宇都宮市で引き受けるということです。

職員の17年度の配置につきましては、これからそれぞれの市町の間で協議を進めていくものでございます。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

事務局の説明にありましたように、市町村の合併の特例に関する法律の中で、身分の保有、公正な処理が法律で決められておりますので、ただいま福田委員からご質問がありました適正化計画あるいは異動につきましては、適正化計画については平成17年度に、合併については1市3町の長が別に協議して身分の取扱いについて決めることになっておりますので、その点についてはお任せいただければと思います。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第11号「一般職の職員の身分の取扱いについて」は原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは議案第11号は異議ないものとしたし、原案のとおり決定いたします。